

[匿名加工とプライバシー保護]

## ② 匿名化に関する制度の 国際的な動向



美馬正司 | (株) 日立コンサルティング

### 匿名化はさまざまな国で制度化

匿名化は古くて新しい政策課題である。我が国では、2015年9月の改正個人情報保護法の成立によって、匿名化に関する法制度が整備されたが、諸外国でも同様の動きは見られ、国内はもとより国際的にも今なお議論が行われている。そこで、本稿では、匿名化に関する制度の国際的な動向をかいつまんで解説する。

### 匿名化に関する最初の制度は？

パーソナルデータを匿名化して二次利用したいというニーズは古くから存在していた。特に医療分野におけるニーズが高く、2000年に米国のHIPAA (Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996) のPrivacy Ruleの中で匿名化について規定されたのが最初の制度と考えられる。Privacy Ruleの中では、匿名化された医療情報に使用や開示に制限がないこと、匿名化の方法として「専門家による決定」と「セーフハーバー」(指定された本人、家族、親戚、雇用者等に関する情報を取り除く方法) という2つの方法があることが示された。

### ビッグデータにおける匿名化

その後、2010年ぐらいまで匿名化が制度的な検討の俎上に上ることはあまり見られなかったが、ビッグデータの活用がビジネス的に注目されるよう

になったことを受け、匿名化に関する議論が活発化した。2012年11月に英国のプライバシーコミッショナー (ICO, Information Commissioner's Office) が匿名化に関する行動規範 (code of practice)<sup>1)</sup> を発表しており、これはEUのデータ保護指令 (後述するGDPRの前身でEU各国のデータ保護法の鑑となる文書) が匿名化データについて細かな規定を設けていなかった等を背景としている。英国のData Protection Act (DPA) ではリスクのない完全な匿名化を要求しておらず、このガイドラインの中で適切に匿名化するための考え方やケースを提示している。

一方、米国においてプライバシーコミッショナーにあたる連邦取引委員会 (FTC, Federal Trade Commission) が "Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change" というスタッフレポートを2012年3月に発表し、匿名化に関する3要件を示した。同レポートでは、以下の3要件を満たす場合にプライバシー保護のフレームワーク (同レポートで民間企業に求めているベストプラクティス) の対象外になるとされている。

- (1) データが匿名化されていることを確認するために合理的な手法が採用されていること
- (2) データの再識別 (特定) を行わないことが公にコミットされていること
- (3) データの再識別 (特定) を行わないよう、受領者の行動を契約で禁止していること

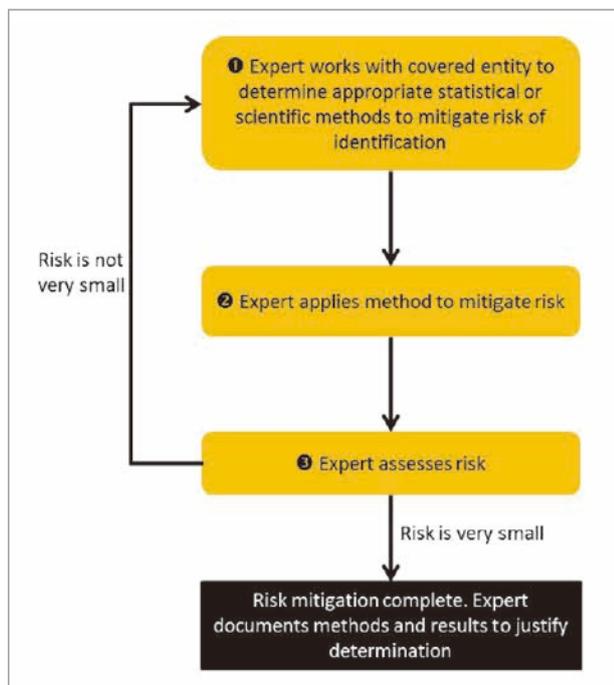
また、機を同じくして前述したHIPAAのPrivacy Ruleに基づく匿名化のガイドライン<sup>2)</sup> が

2012年11月に米国保健福祉省（HHS, United States Department of Health and Human Services）から公表された、「専門家による決定」では、専門家が再識別（特定）されるリスクが十分に小さいか判断することになっており、図-1のようにリスクが十分に小さくない場合は匿名化手法を再検討し、リスクが十分に小さい場合は、匿名化を完了し、プロセスを記録することになっている。

## 最近の諸外国の制度動向

### 韓国

我が国の改正個人情報保護法が成立した頃から韓国においても匿名化の制度化が進められた。「個人情報保護法」の補足として「ビッグデータのプライバシーガイドライン」が2014年12月に放送通信委員会において策定された。ただし、詳細なガイドラインにはなっておらず、引き続き具体的な匿名化の在り方が検討されていたと推察される。韓国では、欧米に負けまいよう、ビッグデータやIoTなどのIT



■図-1 HIPAAのPrivacy Ruleにおける専門家による匿名化プロセス<sup>2)</sup>

融合技術の開発によるデータ利用を促進することが急務である一方、データ漏えい等の問題が継続的に起こり、個人情報保護の機運も高まっていた。そこで、個人データ保護の現在の法的境界内でビッグデータの安全な利用のため、匿名化データの活用に必要な個人データの匿名化の標準や範囲について明らかにすることを目的として「個人データの匿名化のためのガイドライン」<sup>3)</sup>が2016年6月30日に国務調整室、行政自治部、放送通信委員会、金融委員会、未来創造科学部、保健福祉部など韓国政府の共同の取り組みとして公表された。同ガイドラインには2つの大きな特徴が存在する。1つは匿名化の指標として $k$ -匿名性を活用することが明示されていることである。同ガイドラインで示されている匿名化のプロセス自体は、前述したHIPAAやDPAのガイドラインで示されたものと大きく異なるわけではなく、リスクを評価して、リスクが十分に小さければ匿名化を行うというものである。しかしながら、リスクの評価指標として $k$ -匿名性による評価を必須としていることが他の諸外国と大きく異なる。もう1つの特徴は匿名化したデータの名寄せを行える第三者機関を設置していることである。本来、匿名化したデータは名寄せが不可能であるが、分野ごとに指定された公的な機関においては名寄せが行えるようになっており、共通した仮名IDを用いてすでに複数件の名寄せが行われているようである（図-2）。

### 中国

我が国と韓国の動きを受けてか、中国においても匿名化の制度的な検討が進んでいる。2017年8月、中国は、国家標準「情報セキュリティ技術 個人情報非識別化ガイドライン」<sup>4)</sup>に関するパブリックコメントを10月まで行った。2018年1月10日時点においてパブリックコメントの結果を反映したガイドラインは公表されていないが、公開されていた案で示されていたものはリスクを評価し、リスクが十分に小さければ匿名化を行うという点においてほか

の制度と共通している。

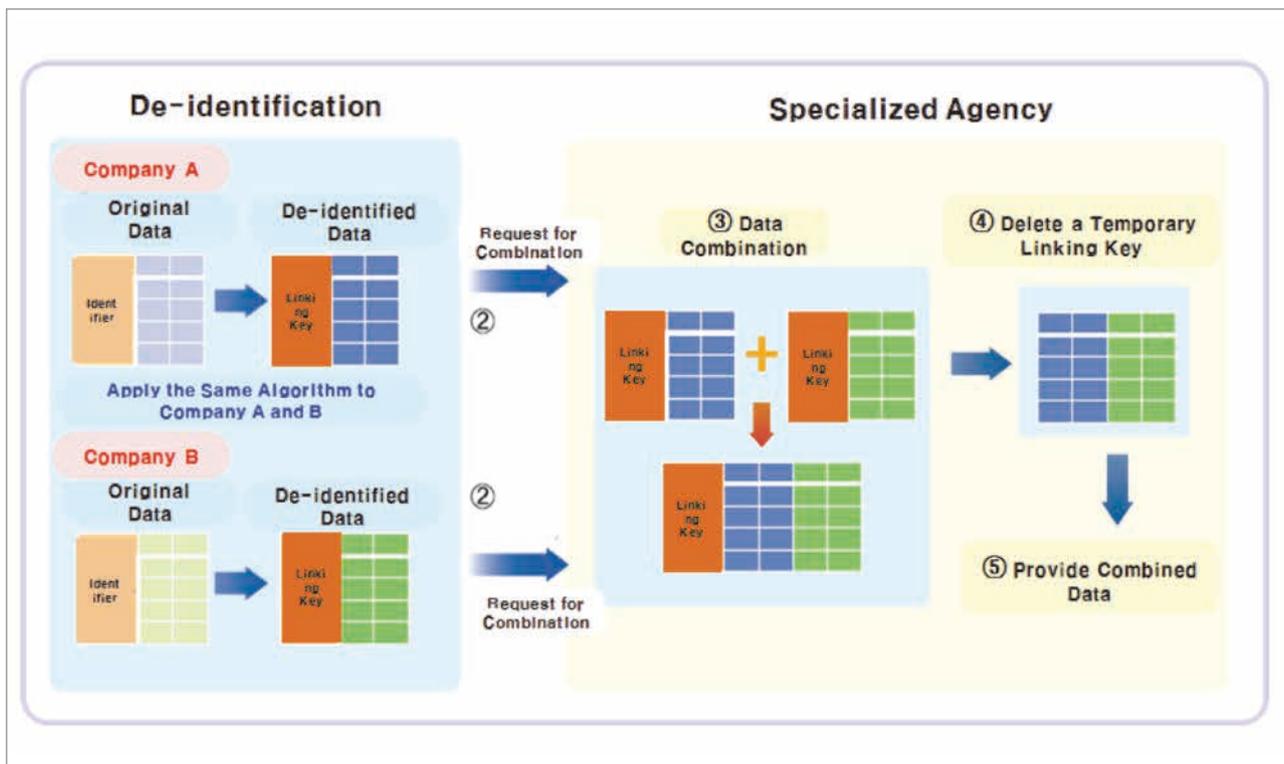
## 欧州

個人情報保護に関連した制度で国際的な大きな動きとしては、2018年5月25日に施行されるEUの一般データ保護規則（GDPR, General Data Protection Regulation）がある。GDPR本文においては、匿名化について規定はされていないが、その前文において匿名化した情報にGDPRが適用されないことが記述されている。GDPR施行に向けて、29条作業部会等からいくつかのガイドラインがリリースされているが、今後、EUにおいても匿名化に関する制度検討が進む可能性もある。なお、EUからの離脱が予定されている英国においては、GDPRとは別に自国のデータ保護法の改定法案が2017年9月に提案されており、その中で匿名化したデータを再識別（特定）することが違法であることが追加されている。同法案では、再識別（特定）禁止の例外

として、犯罪防止や公益目的等を示すとともに、匿名性を評価するための再識別作業も除外対象となっている。

## 法制度の今後の課題

匿名化については国際的に制度面の整備が進められている（表-1）が、実務的な部分を含め、まだまだ検討課題が存在すると考えられる。1つは、対象データに関する事項であり、これまで制度と合わせて検討されてきた匿名化の手法については、構造化データを前提にしたものがほとんどである。したがって、IoT化が進む中、今後、音声、動画等の非構造化データの匿名化の手法について制度的な観点からも検討を図ることが急務であろう。もう1つは、匿名化の対象となる個人情報の定義の問題であり、これは各国によって異なっているのが実情である。対象となる個人情報の範囲が異なっていると、



■図-2 韓国における公的機関による匿名化データの名寄せ<sup>3)</sup>

生成される匿名化データも違ってくる可能性が高く、匿名化データの国際的な流通等を含め、今後、外交的な調整が期待されるところではないだろうか。

■表-1 匿名化に関する制度の比較

国等	匿名化に関する制度	匿名化手法等の特徴
米国	医療分野は HIPAA において規定。商業分野は報告書レベルで方針提示	HIPAA では 2 つの匿名化手法提示
韓国	政府横断のガイドラインで規定	k-匿名性を基準として要求。特定機関で名寄せが可能
中国	国家標準のガイドラインがパブリックコメント	—
欧州	GDPR の対象外であることのみ規定	—
日本	改正個人情報保護法の中で規定	委員会規則第 19 条により 5 つの条件を要求

参考文献

- 1) ICO : Anonymisation : Managing Data Protection Risk Code of Practice.
- 2) HHS : Guidance Regarding Methods for De-identification of Protected Health Information in Accordance with the Health Insurance Portability and Accountability Act (HIPAA) Privacy Rule.
- 3) Office for Government Policy Coordination, Ministry of Interior, Korea Communications Commission, Financial Services Commission, Ministry of Science, ICT and Future Planning, Ministry of Health and Welfare "Guidelines for De-identification of Personal Data.
- 4) 全国信息安全标准化技术委员会「信息安全技术个人信息去标识化指南」.

(2018 年 1 月 12 日受付)

■美馬正司 [tmima@hitachiconsulting.co.jp](mailto:tmima@hitachiconsulting.co.jp)

大学卒業後、シンクタンク等を経て現職。総合研究大学院大学複合科学研究科情報学専攻（博士課程）単位取得退学。情報大航海プロジェクト等、国の大規模プロジェクトのプロジェクトマネジメントやプライバシー等、関連した制度面の検討に従事。

